

令和4年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第5節_人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	1-人権・同和教育啓発の推進

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	今後に向けた課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権意識の高揚を図り、人権啓発、人権教育の推進が必要であり、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、一層の取組に努めます。 ● 人権講座は平成29年度まで平日昼間に開催していましたが、参加可能な層に限られてしまうことから、平成30年度より夜間・休日も開催しました。今後も開催日時や講師選定、周知方法などについても工夫し、多くの町民が参加できるように努めます。 ● 人権相談については、高齢者・外国人・LGBTなどの性的マイノリティなどに関する相談が増加してくることが考えられることから、相談体制を充実させ、新たなニーズに対応します。 ● 平和学習の内容は、次世代を担う子どもや町民に戦争の悲惨さを認識してもらえるものとし、平和に対する意識の啓発に努めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)	人権講座などの参加者数	400人
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	
	(1)	未実施	74人	68人		
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	7,394	6,787	3,864	0	61	2,862

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する差別や偏見を解消するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、動画を用いた研修や事業者へ啓発資料を郵送するなど、研修方法を工夫して実施した。 ・ 児童・生徒に対する人権教育として、学校や町人権擁護委員と連携し、人権教室や人権の花運動等の機会を提供するなど、幅広く啓発活動を実施した。 ・ 人権担当者のスキルアップのため、県や民間団体による研修会等に参加した。 ・ パートナーシップ宣誓制度をはじめ、多様な性に関する取組として、理解促進を図る啓発や相談員によるLGBTQ相談会を設け、希望者にはオンライン相談も可能とし、プライバシーに配慮した。 ・ 「伊奈町人権施策推進指針」を策定し、今後10年間の人権施策の方向性を定めた。 	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題における心理的差別は未だに解消されていない現状である。戸籍謄本等の不正取得、土地調査事件や、インターネットを使った悪質な差別事象が相次いでいる。 ・ 平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、令和4年度には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定された。 ・ 昨今の人権侵害の問題は、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等多岐に渡る。
	住民ニーズの変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化に伴い、多種多様な人権課題が顕在化していることから、これまでの人権施策を推進するとともに新たな人権課題に対する取組も必要とされている。 ・ 様々な違いを認め、誰もが安心して生活することができるユニバーサル社会を築くことが求められ、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組が求められる。
	展開した事業は適切であったか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報紙や町ホームページ等を活用した啓発などを行い、人権に対する関心と意識の向上を図ることが出来た。 ・ 研修会や人権イベントにおいては、多くの住民や職員に対面で参加いただくことは難しかったが、動画研修や、啓発資料の郵送に替えて実施でき、人権意識を考える機会として一定の成果をあげられた。
	施策を達成するうえでの障害について	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナウイルス感染拡大防止の為、多くの方を一同に集めて対面による研修等を開催することが困難であった。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目標としたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組として、また「伊奈町人権施策推進指針」に添って、国や県、周辺自治体、関係機関、学校や地域、民間団体と連携して、人権に関する啓発・教育の充実に取り組む。 ・ 同和問題については「部落差別の解消の推進に関する法律」「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の周知に努め、効果的な施策の推進を図る。 ・ パートナーシップ宣誓制度の導入により、お互いの人権を尊重し、多様性が受け入れられる社会に向けて取り組むとともに、LGBTQに特化した相談の機会を設ける。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県はもとより旧北足立郡内14市町の自治体と連携し、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消に向け、取り組みを進めてきた。 ・ 人権擁護委員や学校と連携し、啓発活動や事業展開を協働で推進している。
----------------------	---

令和4年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第5節_人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	2-人権に係る相談の充実

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	今後に向けた課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権意識の高揚を図り、人権啓発、人権教育の推進が必要であり、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する様々な法整備も進められており、一層の取組に努めます。 ● 人権講座は平成29年度まで平日昼間に開催していましたが、参加可能な層に限られてしまうことから、平成30年度より夜間・休日も開催しました。今後も開催日時や講師選定、周知方法などについても工夫し、多くの町民が参加できるように努めます。 ● 人権相談については、高齢者・外国人・LGBTなどの性的マイノリティなどに関する相談が増加してくることが考えられることから、相談体制を充実させ、新たなニーズに対応します。 ● 平和学習の内容は、次世代を担う子どもや町民に戦争の悲惨さを認識してもらえものとし、平和に対する意識の啓発に努めます。

まちづくり目標値	指標名	目標(令和6年度)
	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	

成果指標の推移	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)				
	(2)				
	(3)				
	(4)				

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	544	513	45	0	0	468

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)		<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談では、人権擁護委員が相談者に寄り添い、心のケアを行うとともに、法務局との連携を図りながら実施した。希望者には、オンラインによる相談会も可能とし、プライバシーに配慮した。 ・人権擁護委員の資質向上や相談技術の習得、情報交換に繋げるため、上部組織の「さいたま人権擁護委員協議会」や近隣市で構成する「中部人権擁護委員会」による研修会に参加した。 ・伊奈中央会館においても随時、相談に対応し、地域住民の信頼を得ている。 	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢が変化し、人権問題も多種多様化している。 ・インターネットの進展とともに、ネット上の人権侵害が増加。子どもへの虐待やいじめ、性的マイノリティなどの人権問題がクローズアップされてきた。 ・令和4年度に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が制定され、相談体制のさらなる充実が求められている。
	住民ニーズの変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の面談による人権相談に加え、相談者の多様なニーズに対応するため、SNSや電子メール等のインターネットを利用した人権相談など、多岐にわたる相談の手段に応える体制と能力が必要とされ、即座に対応できる相談システムの構築が求められる。 ・人権問題について、幼少期からの教育が重要であると認識されている。
	展開した事業は適切であったか	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談により「悩み事」の中に隠されている「社会的な課題」を発見し、問題点やその背景を分析し、施策に結びつけることができた。 ・誰もが生まれながらに持つ権利である人権を守るための一番身近な地域の相談窓口として機能し、相談者の心の安定に繋がった。
	施策を達成するうえでの障害について	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染拡大の為、相談者が来場をためらってしまう。 ・コロナ禍による新たな人権課題が発生している。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、法務局等の関係機関と連携し、相談体制の充実と人権擁護委員をはじめとした相談対応者の資質向上を図る。 ・「伊奈町人権施策推進指針」に添って、人権擁護委員制度が町民に十分理解されるよう啓発を行い、相談事業について周知すると共に、人権擁護活動に対する支援を行う。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣市の人権擁護部局、人権擁護委員等、各種関係機関との連携を密にするなど、人権擁護活動を支援し、人権相談窓口の充実を推進している。
----------------------	--

令和4年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第6節_男女共同参画の推進
施策名	1-男女共同参画社会への意識啓発

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人ひとりが性別に関わらず、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	今後に向けた課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会を実現するため、これまでの取組を検証し、より効果的な施策の推進に努めます。 ● 男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、第3次伊奈町男女共同参画プランの策定に向けた取組を進めます。

まちづくり目標値	指標名	目標(令和6年度)
(1)	審議会などの女性登用率	35.0%
(2)		
(3)		
(4)		

成果指標の推移	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
(1)	29.6%	29.9%	32.6%		
(2)					
(3)					
(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	441	388	0	0	0	388

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動として、広報やホームページ、SNS等を活用した情報発信や情報共有を行い理解の促進を図った。 ・県主催のパープルリボンキャンペーンに協働し、来場者にパープルリボンのタペストリーを制作・展示に参加してもらい女性に対する暴力を許さない社会を目指す活動を広げた。 ・令和3年度末に策定した第3次伊奈町男女共同参画プランに添って事業を推進した。 	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法の施行から20年余りが経過し、この間多岐にわたる事業が展開されてきた。 ・女性が働くことへの理解や性別による固定的な役割分担意識の変化など少しずつ状況の改善が進んできているが、平成27年9月の女性活躍推進法施行に伴い、女性が個性と能力を職業生活において十分発揮できる社会の実現を図るための更なる取組が必要である。
	住民ニーズの変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定的な役割分担意識は改善してきたものの、今なお社会慣行、職場、家庭、地域において男女の地位が平等でないと感じている人は多い。 ・性別に関わりなく、誰もが家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境を整備し、あらゆる場において参画する機会を平等に保障し、女性の視点を取り入れた活力ある社会を形成することが求められている。
	展開した事業は適切であったか	<ul style="list-style-type: none"> ・町の男女共同参画施策の指針となる第3次伊奈町男女共同参画プランを昨年度末に策定し、プランに基づいた事業を展開することができた。
	施策を達成するうえでの障害について	<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発活動や研修会等を通じて意識改革を図って来たが、審議会等での女性の登用率の低さや、社会のあらゆる分野において未だに残る性別による固定的な役割分担意識が男女共同参画社会の実現を妨げている。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次伊奈町男女共同参画プランの基本理念である『喜びと責任をわかちあい、豊かな男女共同参画社会をつくる』を浸透させ、ジェンダー平等の実現に向けた環境を構築し、適切に効果的な施策を展開していく。
---------------------	---

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次伊奈町男女共同参画プランに基づき、県や近隣自治体、庁内関係部署と連携し施策に取組むとともに、専門知識の習得のため、研修会等に積極的に参加し、担当職員の見識の向上に繋げた。
----------------------	---

令和4年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章_共につくる_未来につながるまち
節名	第6節_男女共同参画の推進
施策名	2-男女共同参画施策の推進

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人ひとりが性別に関わらず、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	今後に向けた課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会を実現するため、これまでの取組を検証し、より効果的な施策の推進に努めます。 ● 男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、第3次伊奈町男女共同参画プランの策定に向けた取組を進めます。

まちづくり目標値	指標名		目標(令和6年度)
	(1)		
	(2)		
	(3)		
	(4)		

成果指標の推移		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
	(1)					
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	441	388	0	0	0	388

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)		<ul style="list-style-type: none"> ・重大な人権侵害であるDV被害への対策が重要課題とされていることから、平成27年度より拡大した相談枠を維持し、相談者が利用しやすい体制を整えている。 ・専門の相談員による定期相談は47件、担当職員による随時相談の受付件数は9件。相談内容はDV被害以外のケースもあり、相談業務に必要な知識習得のため、スキルアップ研修会への参加や積極的な情報収集と事例研究に努め、業務への対応力向上を図ることができた。 	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・DVやセクシュアルハラスメントなど女性の人権を脅かす問題への理解は広がっているが、事案によっては重大な事件につながるケースもあることから、庁内関連部署や外部機関等と緊密に連携し、支援していく必要がある。 ・「デートDV」「リベンジポルノ」「JKビジネス」などの社会問題も顕在化しており、若年層への意識啓発や相談支援体制についても検討が必要である。
	住民ニーズの変化について	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの相談内容については、コロナ禍の影響から身体的暴力だけでなく精神的暴力や経済的暴力等の割合も増加している。 ・DVが発生している家庭では子への虐待も視野に入れた対応が必要となるケースもあるため、庁内関連部署や学校、警察などの外部機関と連携した支援が求められる。
	展開した事業は適切であったか	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ問題を抱える相談者の不安や痛みに寄り添いながら相談に応じることによって相談者に少しでも安心感を与えることができた。 ・専門の相談員の活用や関連部署と連携し、相談者へ必要な支援ができた。
	施策を達成するうえでの障害について	<ul style="list-style-type: none"> ・DVは、被害が深刻化・長期化しやすく、更に潜在化しやすいため、被害者の早期発見と安全確保が課題となっている。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・多様且つ複雑化するケースに対処するため、研修会等へ積極的に参加し、担当職員の相談技術の向上を図るとともに、相談及び支援対応ができる体制を継続していく。 ・相談日を平日の他、土曜日を設け相談機会の強化を図る。 ・「女性相談」を広く住民に周知するため、ホームページや広報の活用、各種イベント時や人権研修会の参加者へチラシを配布する。また相談者が気負わずに来場できるような工夫が必要である。
---------------------	---

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の知識、技術向上のため、研修会に積極的に参加し、相談体制の強化を図る。 ・DV事案については、埼玉県婦人相談センター、東部中央福祉事務所、上尾警察等の外部機関並びに庁内関連部署との連携を密にし必要な処置を講ずる。
----------------------	--